

平成30年度中小企業支援計画（案）

I. 中小企業を取り巻く環境と課題

平成29年度の我が国経済は、平成24年末からの緩やかな景気回復傾向が続いており、中小企業の業況は総じて改善傾向にあること、売上高が増加基調にあること、これが功を奏し経常利益が過去最高水準で推移し、倒産件数が9年連続で減少し続けているなど、経済の好循環が回り始めている。

他方、こうした環境の中、中小企業は下記のような課題に直面している。

（1）人手不足と労働生産性の伸び悩み

我が国の生産年齢人口の減少や少子高齢化などの構造的問題を背景に、中小企業の人手不足感があらゆる業種で強まっており、求人難が中小企業の経営課題として占める割合が増えてきている。

そのような中、中小企業によるIT投資や設備投資、業務見直しなどによる生産性向上が急務だが、経済の先行き不透明さから、足下の中小企業の設備投資は、設備年齢上昇を背景とする更新投資が中心で力強さに欠けており、大企業との生産性格差は拡大傾向にある。

また、中小企業の経営者の高齢化による事業承継問題が深刻化しており、今後10年の間に平均引退年齢の70歳を超える経営者が約245万人になると推計されている。

（2）取引環境

足下では、仕入価格D Iも販売価格D Iも同様に上昇基調であるものの、仕入価格D Iの上昇幅が販売価格D Iのそれを凌駕しており、交易条件は悪化している。中小企業が円滑に価格転嫁できるような収益力を十分に獲得できる環境の整備が課題となっている。

（3）災害からの復旧・復興と中小企業の災害対応力

東日本大震災や熊本地震から数年が経過したが、今なお土地の嵩上げ工事の遅れなどを背景として復旧が遅れている中小企業が存在している。

また、自然災害が頻発する中、中小企業における事業継続計画（BCP）の策定を始めとする災害への備えは依然として十分には進んでいない。

II. 中小企業の支援に関する基本方針

以上の課題の中でも、人口減少と少子高齢化が中小企業に与える影響は大きい。経営者の高齢化が進んでおり、特に地方において事業承継問題は深刻である。人手不足も常態化しており、中小企業における働き方改革や生産性向上は喫緊の課題である。

このような中小企業が直面している課題に対応すべく、国、都道府県等（中小企業支援法施行令第2条で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）は、適切な支援体制を構築し、支援施策を充実させることにより、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展に万全を期していく。

1. 中小企業支援体制に関する基本方針

中小企業支援施策を立案する国、都道府県等及び中小機構と、事業者と直接接する各中小企業支援機関が緊密に連携し、全国の中小企業へと施策を適切に届ける体制を構築する。特に、事業承継や働き方改革など、全国の中小企業における喫緊の課題については、国・都道府県等が中小企業者に身近な支援機関と連携して、プッシュ型の情報提供を実施する。

（1）中小企業支援機関に関する基本方針

中小企業支援体制の在り方について、平成29年6月に「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 中間整理」（以下、「中間整理」）がとりまとめられた。今後は「中間整理」を踏まえ、「中小企業支援機関の能力向上」、「中小企業支援機関の役割分担の明確化」及び「中小企業支援機関の連携強化」に向けた取組を進める。

（2）国・都道府県等・中小機構に関する基本方針

中小企業支援事業を実行する主体である国、都道府県等及び中小機構は、自らが中小企業支援施策の実施機関としての役割を果たすとともに、支援人材の育成や支援機関に対する支援を通じて、支援機関の能力向上等に取り組む。また、国、都道府県等及び中小機構においても、本計画に従い、役割分担の明確化、連携の強化を実施する。

2. 中小企業支援施策に関する基本方針

I.において示した中小企業を取り巻く環境と課題を踏まえ、「『生産性革命』と『人づくり革命』の推進」、「安定した事業環境の整備」及び「災害からの復旧・復興、中小企業の災害対応力の強化」の3つの観点に係る政策の

効果的な実施を図る。具体的には、中小企業の抜本的な生産性向上や、事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進、人材不足への対応、小規模事業者対策、海外展開・地域へのインバウンド拡大、金融支援等に取り組む。

Ⅲ. 国の事業

1. 事業の実施体制

(1) よろず支援拠点の能力向上

よろず支援拠点の新たなP D C Aサイクルの確立に向け、平成29年度に、活動基本方針とこれを踏まえた各拠点の事業実施計画を策定するとともに、評価方針・評価項目に基づく拠点評価を実施したところであり、平成30年度においては、当該P D C Aサイクルの本格的な運用を開始する。

(2) 認定経営革新等支援機関の能力向上

認定経営革新等支援機関について、認定機関に有効期限（5年）を設ける更新制を導入するなど、認定後の経営支援能力の維持・向上に向けた取組を進める。

また、中小企業等が認定経営革新等支援機関を比較できるよう、各認定支援機関の活動実績や優良事例の見える化に向けた取組を進める。

(3) 中小企業支援機関の役割分担の明確化、連携強化

地域の様々な支援機関の具体的な取組や実績の見える化を行うことで中小企業が経営課題に応じた相談ができる支援機関を見える化する。

2. 事業の概要

【中小企業支援法第3条第1項¹に定義する中小企業支援事業】

中小企業支援法第3条第1項に基づき、下記のとおり中小企業支援事業を実施する。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

① 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

50. 2億円の内数

よろず支援拠点において、中小企業が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行う。あわせて、高度な課題に対応する専門家の派遣を行う。

②認定経営革新等支援機関

税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備する。研修の充実や連携を通じた相互補完、中小機構の専門家によるサポート等を通じた更なる質の向上を図る。

③中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

68. 8億円の内数

(中小企業再生支援協議会)

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会・産業復興相談センターにおいて、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題も抱えている中小企業に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行う。

(事業引継ぎ支援センター)

後継者不在等の問題を抱える中小企業に対し、各都道府県の各認定支援機関に設置されている事業引継ぎ支援センターにおいて、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、M&A等によるマッチング支援を実施する。

④中小企業取引対策事業

13. 9億円の内数

全国48か所に設置する下請かけこみ寺において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応する。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

平成29年度補正予算：1,000.0億円

中小企業が、経営支援機関と連携して、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の支援を行う。なお、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援する。

②サービス等生産性向上 I T 導入支援事業

平成 29 年度補正予算：500.0 億円

I T 導入を経営改革に着実に繋げる観点から、申請時に生産性向上計画の作成・提出を求め、各社の成長戦略（事業課題、将来計画等）と I T 等の導入設備の必要性について明確化する。また、データ連携が可能な I T ツールの効果を最大限引き出すためのサポートや、事業終了後もフォローを行う体制を整備する。

③中小企業・小規模事業者人材対策事業（うちスマートものづくり応援隊事業）

18.5 億円の内数

生産現場の工程改善や I o T ・ロボット導入に知見を有する専門家（スマートものづくり応援隊）の人材育成や中小企業への派遣を通じて、生産性向上を促進する。

（3）中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①中小企業・小規模事業者人材対策事業（うち中小サービス業中核人材の育成支援事業）

18.5 億円の内数

サービス産業の次世代の経営人材等と、優れた取組を行う企業等をマッチングし実地研修を組成する。

②学びと社会の連携促進事業

平成 29 年度補正予算：25.0 億円の内数

就職氷河期世代を含む社会人に対し、中小企業大学校のノウハウを活用して社会人基礎力や I T 等専門分野に係る研修等を実施する。

（4）中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①中小企業・小規模事業者人材対策事業（うちスマートものづくり応

援隊事業、小規模事業者支援人材育成事業、中小企業等支援人材育成事業)

18.5億円の内数

生産現場の工程改善やI o T・ロボット導入に知見を有する専門家(スマートものづくり応援隊)の人材育成や中小企業への派遣を通じて、生産性向上を促進する。

商工会・商工会議所の経営指導員等が行う、経営指導の能力向上に向けた研修を全国各地で行う。

また、民間団体等が、空店舗対策・合意形成の手法等の専門知識の研修等を実施し、中心市街地の活性化に向けたまちづくりの専門人材を育成する。

②小規模事業対策推進事業

49.4億円の内数

全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助する。

③中小企業連携組織支援対策推進事業

6.8億円の内数

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、指導員向けの研修等を支援する。

④地域・まちなか商業活性化支援事業

16.3億円の内数

全国商店街振興組合連合会が実施する経営改善や教育、情報提供事業に要する費用を補助する。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①中小企業実態調査委託費

6.7億円の内数

中小企業の財務情報等の基礎データ収集や、公的統計が不足する中小サービス業に係る調査を実施する。

【平成30年度予算等に基づく中小企業支援事業】

平成30年度予算等に基づき、平成30年度の支援施策の基本方針である「『生産性革命』と『人づくり革命』の推進」、「安定した事業環境の整備」、「災害からの復旧・復興、中小企業の災害対応力の強化」の観点から以下のとおり中小企業支援事業を実施する。

(1) 「生産性革命」と「人づくり革命」の推進

＜中小企業・小規模事業者の抜本的な生産性向上＞

①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（再掲）

平成29年度補正予算：1,000.0億円

中小企業が、経営支援機関と連携して、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の支援を行う。なお、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援する。

②サービス等生産性向上IT導入支援事業（再掲）

平成29年度補正予算：500.0億円

中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITの導入支援を行う。

③地域中核企業・中小企業等連携支援事業

161.5億円

技術力のある中小企業・地域中核企業が行う研究開発の補助、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）の承認事業に対する設備導入補助を行う。

④中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業

平成29年度補正予算：4.0億円

受注から入金までの決済業務等についてITを用いて効率化するシステム（EDI）の実証を行い、全国の中小企業者に普及するための体制を整備する。

⑤地域における中小企業の実業性向上のための共同基盤事業

平成29年度補正予算：10.0億円

中小企業の共同利用が見込まれる先端設備（I o T等）の公設試等への導入を支援する。

<事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進>

①中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（再掲）

68.8億円

後継者問題を抱える中小企業の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチングについてのワンストップ支援等、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングを行う。また、財務上の問題を抱えている事業者への再生計画策定支援を行う。

②事業承継・世代交代集中支援事業

平成29年度補正予算：50.0億円

休廃業リスクの高い事業者に対するプッシュ型の支援により経営者に事業承継への取組を働きかけるとともに、事業承継やM&Aを通じた事業引継ぎをきっかけとして、経営革新や事業転換に取り組む中小企業の設備投資等を支援する。

<人材不足への対応>

①中小企業・小規模事業者人材対策事業（うち地域中小企業人材確保支援事業）

18.5億円の内数

中小企業が必要とする人材について、地域内外からの発掘・確保・定着を一括支援する。好事例の普及や、中核人材等の確保に向け多様な雇用形態の導入促進等に取り組む。

②中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（再掲）

50.2億円の内数

よろず支援拠点を活用し、中小企業が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行う。あわせて、高度な課題に対応する専門家の派遣や、経営者保証ガイドライン等の周知・普及を行う。

③学びと社会の連携促進事業（再掲）

平成29年度補正予算：25.0億円

就職氷河期世代を含む社会人に対し、中小企業大学校のノウハウを活

用して社会人基礎力やIT等専門分野に係る研修等を実施する。

<小規模事業者対策、海外展開・地域へのインバウンド拡大、金融支援>

①小規模事業者対策推進事業（再掲）

49.4億円

商工会・商工会議所等の支援体制の確保や、地域資源を活用した地域経済活性化等の取組を支援する。また、商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」に基づいて実施する、伴走型の小規模事業者支援を推進する。

②小規模事業者経営改善資金融資事業

42.5億円

商工会・商工会議所等の経営指導員が経営指導を行うことを条件に、日本政策金融公庫が小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で融資を実施する。また、「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所の経営指導を受ける小規模事業者に対し、同公庫が低利融資を実施する。

③小規模事業者支援パッケージ事業

平成29年度補正予算：120.0億円

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓、生産性向上等の取組を支援する。なお、事業承継に積極的に取り組む事業者による取組は重点的に支援する。

④中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

20.4億円

海外展開を目指す中小企業への事業計画の策定や、WEBコンテンツの作成を通じた商材・技術の魅力発信を支援するとともに、海外への展示会出展等を通じて、販路開拓も支援する。

⑤ふるさと名物応援事業

10.5億円

中小企業等が、地域産業資源活用や農林漁業者等との連携により行う商品・サービスの試作開発等の新事業活動を支援する。また、地域製品の強みを活かし、海外展示会出展等を通じてブランド確立や海外販路開

拓に取り組む事業を支援する。

⑥グローバル企業展開・イノベーション促進事業

平成29年度補正予算：40.1億円

日EU・EPA等の発効を見据え、「新輸出大国コンソーシアム」のEU向け体制や農林水産物・食品輸出プロモーション体制の強化等により、中堅・中小企業等のグローバル展開を支援する。

⑦地域・まちなか商業活性化支援事業

16.3億円

商店街の類型に応じた全国のモデルとなる新たな取組や、コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域（中心市街地）における、波及効果の高い複合商業施設等の整備を支援する。

⑧認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

平成29年度補正予算：30.0億円

中小企業者が認定支援機関の助力を得て行う、金融支援を含む本格的な経営改善計画の策定や、資金繰り管理・採算管理など早期段階における経営改善計画の策定について、引き続き支援を実施。

(2) 安定した事業環境の整備、活力ある担い手の拡大

①中小企業取引対策事業（再掲）

13.9億円

下請事業者による連携を促進するなど中小企業の振興を図るとともに、下請取引に関する相談の受付や、下請代金支払遅延等防止法の周知徹底・厳正な運用、官公需情報の提供等、取引の適正化を図る。

②消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

27.0億円

中小企業等が消費税を円滑に転嫁できるよう、積極的に消費税転嫁対策特別措置法の違反行為等の情報収集及び調査を行う。このため、時限的に転嫁対策調査官を措置し、監視・検査体制の強化を図る。

③中小企業信用補完制度関連補助・出資事業

61.0億円

信用保証協会が、金融機関による中小企業向け融資に対して保証を

行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填する。また、中小企業に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を行う。さらに、認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免することで、中小企業の経営力の強化の取組を支援する。

④地域創業活性化支援事業

6. 3億円

国で定めた一定水準のカリキュラムを実施する創業スクールを認定し、創業者の基礎的な知識習得を支援するとともに、地域のビジネスプランコンテストと連携した創業スクール選手権を実施して、創業の意義を全国的に広め、潜在的創業者の掘り起しを行う。

また、創業に要する経費の一部を補助し、特に事業実施期間中に一人以上の雇用を要件とし、民間金融機関等からの外部資金の活用が見込まれ、経営安定化のために継続して第三者からの支援が期待できる事業に対して重点的に支援を行う。

さらに、創業支援事業者が認定創業支等事業計画に基づき行う特定創業支援事業等を支援する。

(3) 災害からの復旧・復興、中小企業の災害対応力の強化

①中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（東日本大震災）

210. 0億円

東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助する。

②中小企業組合等協同施設等災害復旧事業（熊本地震）

46. 9億円

熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（熊本県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助する。

③中小企業BCP策定支援事業

平成29年補正予算7. 0億円

中小企業における自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に備えた事業継続計画の策定や、平時に行うべき活動、緊急非常時における事業継続のための取組（サプライチェーンや業務体制の見直し、資金調達計画の立案、重要商品の検討等）を支援するため、専門家の派遣を行う。

IV. 都道府県等の事業

1. 事業の実施体制

都道府県等においては、地域内の中小企業支援センターや商工会・商工会議所を中心とする各支援機関等との連携を通じて、地域内の中小企業の課題解決の支援に努めることとする。

加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援施策の実施や、必要な予算の確保に加え、各種支援施策のさらなる周知に努める。

また、他の都道府県等及び国との意見交換等を通じ、相互に支援事業の実施状況や成果を把握し、中小企業支援の在り方について不断の見直しを行うことで、PDCAサイクルを構築する。

2. 事業の概要

都道府県等が行う平成30年度の各支援事業は、上記観点を踏まえ、以下のとおり実施する。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

① 都道府県等中小企業支援センター事業

都道府県等中小企業支援センターにおいて、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等を行う。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

① 公設試験研究機関による技術支援

地域の振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、研究開発、試験分析、技術相談などを通じて、その解決を支援する。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①中小企業の人材育成支援

中小企業の従業員に対して研修を提供するほか、中小企業者が従業員に対して研修を受講させる際の支援を行う。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①中小企業支援機関の人材確保支援

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業を行う。また、中小企業支援機関の人材確保に係る事業を行う。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する。

②事業承継支援事業

各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継支援ネットワークを積極的に構築し、都道府県における事業承継支援体制の整備・強化を行う。
また、事業承継税制に係る認定・活用促進を行う。

③創業支援等事業

産業競争力強化法に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援等事業計画」の策定を支援するとともに、市区町村と連携した潜在的創業者の掘り起こしや創業希望者への一体的な支援を行う。

また、エンジェル税制の周知・活用促進を行う。

④経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、

中小企業からの相談に応じる体制を整備する。

⑤中小小売商業の振興支援

(ア) 商店街振興事業

市区町村と一体となって、今後のまちづくりと商機能の在り方を検討する。また、好事例の収集や広報に努める。

(イ) 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会における各商店街振興組合等に対する指導等を支援する。

(ウ) その他

中小小売商業の振興に係る支援事業を行う。

⑥経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援する。

⑦中小企業等経営強化法関連事業

平成28年7月1日に施行された中小企業等経営強化法の周知を行い中小企業の経営力向上を推進するための計画策定を進める。

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構は、第三期中期目標（平成26年2月28日付け財務大臣及び経済産業大臣指示）に基づき、地域本部をはじめとした広域的な中小企業支援の実施体制を整備する。

また、地域支援機関等との連携・協働を一層強め、中小企業の経営課題に即応した切れ目のない支援を提供していく体制を構築する。

2. 事業の概要

中小機構が行う平成30年度の各支援事業は、上記観点を踏まえ、以下のとおり実施する。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経

営に関する助言を行う事業

①高度化事業

中小企業・小規模事業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会・商工会議所等が中小企業・小規模事業者を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利の融資を行う。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、相談、助言、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を行う。

②創業・新事業創出等支援事業等

女性・若者等の創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対する相談・助言、支援施策等に関する情報提供、支援ネットワークの構築支援等を行う。

中小企業・小規模事業者の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、農商工連携促進法、地域資源活用促進法、中小企業等経営強化法に係る事業活動に取り組む中小企業・小規模事業者に対して計画策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や海外展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対して課題解決に向けた経営支援を行う。

また、中小企業・小規模事業者の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行うほか、eコマースの活用促進支援やWebマッチングシステム「J-GoodTech」による中小企業・小規模事業者と国内大手企業や海外企業とのマッチング支援等を行う。

さらに、中小企業・小規模事業者の海外展開（海外進出、国際取引等）を促進するため、海外展開を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報提供、アドバイス等を実施するほか、地域支援機関や金融機関と連携し、セミナーや個別相談会等を全国で開催する。加えて、中小企業・小規模事業者の海外展開事業計画の策定のための事前準備、現地調査など実現可能性調査（F/S調査）やウェブサイトの外国語化の取

り組み等に対して支援を行う。

そのほか、国内外の展示会出展支援等を行うとともに、日本の中小企業・小規模事業者のパートナーとなるような海外企業との商談会等を開催することで、中小企業・小規模事業者の海外展開を後押しする。

③インキュベーション事業

起業家及び中小企業・小規模事業者を対象とし、新事業創出に向けて、新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を支援する。起業家等の用途に応じた実験研究タイプやオフィスタイプの事業スペースを提供し、施設に常駐するインキュベーション・マネージャー等が、地域の支援機関や大学等と連携を図り、また機構の広域ネットワークを活用し、入居企業の事業化に向けて多面的な支援を実施する。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

①インキュベーション事業（再掲）

起業家及び中小企業・小規模事業者を対象とし、新事業創出に向けて、新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を支援する。起業家等の用途に応じた実験研究タイプやオフィスタイプの事業スペースを提供し、施設に常駐するインキュベーション・マネージャー等が、地域の支援機関や大学等と連携を図り、また機構の広域ネットワークを活用し、入居企業の事業化に向けて多面的な支援を実施する。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①養成研修事業

中小企業大学校等を活用し、経営課題における解決能力の向上を目指す経営者等を育成するため、企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、中小企業大学校の機能強化に向けた取組として、中小企業大学校の校外で実施する研修（サテライト・ゼミ）の実施による地域の中小企業・小規模事業者からのアクセス改善に向けた研修の拡充や更なる受講利便性向上のため、ウェブ活用型研修を新たに実施する。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修

を行う事業

①養成研修事業

中小企業大学校等を活用し、質の高い助言が行える支援人材を育成するため、都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業・小規模事業者の経営診断実習や中小企業・小規模事業者の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

②認定経営革新等支援機関研修事業

中小企業等経営強化法における認定経営革新等支援機関がより充実した経営支援を中小企業等に提供できるようにするため、認定経営革新等支援機関を対象に、支援に役立つ研修を開催する。

③中心市街地商店街等活性化支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。また、中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

④中小企業再生支援事業

各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置している。

全国本部は、各協議会による中小企業・小規模事業者支援の拡大及び質の向上のため、各協議会に対する具体的な助言や専門家派遣、各協議会の支援活動の分析、業務の標準化、先進事例の収集・提供等を行うことにより、各協議会の成果の見える化を図り、抜本再生の促進や経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理等を含めた目標の達成に向けた取組を促す。また、よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター等の他の関係機関との連携強化を一層促進するため、各機関の全国組織との勉強会や意見交換会の開催等を通じたネットワーク構築等に取り組む。

加えて、協議会に設置した経営改善支援センターを通じて、自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者に対して、税理士等の認定経営革新等支援機関を活用した経営改善計画策定支援事業を実施する。

そのほか、土業等の専門家や金融機関に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会等の専門家等に対する実践的な研修を行う。

⑤ 中小企業への事業引継ぎ支援事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化に伴い、今後、多くの企業が世代交代の時期を迎えることが見込まれる。そうした企業の中には、後継者不在を理由として廃業を検討する経営者も多く、課題の解決のため、M&Aを中心とした事業引継ぎ支援事業に積極的に取り組む。

具体的には、各地の事業引継ぎ支援センターを支援するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部は、各センターへの相談・助言や研修等の支援を行うほか、全国本部と各センターを繋ぐ事業引継ぎ支援データベースおよび登録支援機関等を開示するノンネームデータベースを活用した売り手企業と買い手企業とのマッチングの促進等を行う。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

① 地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業・小規模事業者、都道府県や地域支援機関等の支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト（J-NET21）を運営する。加えて、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決や、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた成果等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラム等の開催等を通じ、中小企業・小規模事業者に対して支援施策の浸透を図る。

② 地域支援機関連携強化事業

中小企業・小規模事業者の全国的な支援体制を強化するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域支援機関等への施策情報等の提供、支援上の課題への相談・助言、優れた支援事例や支援ノウハウの収集・提供、国の政策課題に対応した支援能力を向上させるための専門家等に対する研修、地域レベル・全国レベルでの地域支援機関等の連携の促進等を行う。

また、「よろず支援拠点全国本部」として全都道府県の「よろず支援拠点」のサポートを実施。

③国が認定する支援機関協力業務

認定経営革新等支援機関をはじめ産業競争力強化法及び中小企業等経営強化法において国が認定する支援機関に対して、専門家による助言、情報提供のほか必要な協力業務を行う。

④東日本大震災に係る対応

東日本大震災で被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興の加速と福島への再生に貢献する。具体的には、被災地域において、事業活動再開を希望する複数の中小企業者・小規模事業者が入居する仮施設の整備や仮施設の移設・撤去等に係る支援を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業・小規模事業者の事業再建等の支援を行う。

加えて、中小機構の支援ツールを活用し、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援する。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする被災県の貸付事業への支援に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業・小規模事業者の支援を行う。

⑤熊本震災に係る対応

熊本地震で被災した中小企業・小規模事業者の事業の復旧・再開のための支援を行う。「中小企業復興支援センター熊本」を開設し、また、被災地域の地域支援機関等や被災中小企業・小規模事業者等に対して専門家を派遣し、復旧・事業再開に向けた助言等を行う。

¹ 中小企業支援法第3条第1項（抄）

- 一 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業
- 二 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業
- 三 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業
- 四 中小企業支援担当者（国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業（第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。）において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。）を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業
- 五 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業